

入札監理小委員会における審議結果報告 空港消防等業務の実施要項の変更について

国土交通省の空港消防等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）の変更を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要について

本事業は、国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、空港における航空機火災及びその周辺における航空機に関する火災並びにそれらのおそれがある事態にあたっての人命救助を目的とした消防業務、救急医療業務を委託するものである。

令和6年度から市場化テストとしての第3期（3年9ヶ月間）が予定されていた。

2. 実施要項変更の必要性について

実施要項の当初案は、第304回監理委員会（令和5年12月12日）にて議了された。当該業務は、令和6年3月21日から5月8日の期間に入札公告を行ったものの申請はなく、同内容にて再公告を令和6年5月10日から16日の期間で行ったが申請者がいなかった。

この状況について、6月17日の本委員会において、2期目の事業評価の審議に併せて、報告を行ったところ。

国土交通省においては、この状況を受けて、全国の消防業務に従事している事業者及び同類業務を行っている事業者に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、実施要項の見直し内容を十分に検討した。

その中で、国土交通省としては、入札の資格要件の緩和を行うことで、事業者の入札参加が見込まれると判断したが、入札の資格要件の緩和には、消防等業務に携わる要員の教育訓練期間等を含めた準備期間を確保することが必須となることから、入札不調から間を置かずに、速やかに実施要項の変更案を諮るものである。

3. 変更内容について

空港消防業務を実施している事業者及び同類業務を行っている事業者に対してアンケート調査を実施し、その内容を踏まえ、実施要項に対して、主に4点の変更を行うこととする。

（1） 緊急事態を想定して東京国際空港及び新潟空港の1ブロック体制とし

て契約していたが、入札申請者がなかったことを受け、ブロック制を廃止し、1空港毎の契約とする。

- (2) 職員の配置要件である運転免許区分のうち牽引免許については、当該車両を運用する職員のみ所持することで配置可能とした。
- (3) 東京国際空港において大型化学消防車を増車する際は、民間事業者と協議の上、増車することとした。
- (4) 競争入札参加資格要件については、一定の条件を満たし、かつ業務実施開始日までの訓練計画書を提出することで入札参加資格を満たす条件とした。なお、業務実施開始以降の認定証所持者の人数（東京国際空港：10名、新潟空港：9名）については変更しない。

4. 今後のスケジュールについて

本事業は、現在、国土交通省において財務省協議中ではあるが、実施要項の変更案に修正がないことを前提に、入札に関する主なスケジュールを以下のとおり修正している。

入札公告：令和6年8月上旬～9月上旬頃

契約締結：令和6年10月上旬～11月上旬頃

実施開始日：令和6年10月下旬～11月下旬頃

業務実施開始日：令和7年4月1日

5. 入札監理小委員会の実施要項（案）の審議結果について

本事業の実施要項の変更及び契約の変更については、変更案のとおり了解された。

－以上－